

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
イエメン	イエメン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	イエメンの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,000,000千円 -----	H21.8.15 サマアで (同日)	日本側 敏藤正一在イエメン大使 イエメン側 アブー・バクル・アブドゥラー・アル＝カルビー外務大臣	H21.9.1 463号
イエメン	貧困農民支援に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	510,000千円 H22.8.31まで	H21.8.15 サマアで (同日)	日本側 敏藤正一在イエメン大使 イエメン側 アブー・バクル・アブドゥラー・アル＝カルビー外務大臣	H21.9.1 464号
イエメン	地方給水整備計画（詳細設計）の ための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	地方給水整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	86,000千円 H24.5.31まで	H21.11.14 サマアで (同日)	日本側 山口又宏在イエメン臨時代理大使 イエメン側 アブドゥルカリーム・イスマヤール・アル＝アルハビー経済担当副首相兼計画・国際協力大臣	H21.12.1 545号
イエメン	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	620,000千円 H22.12.31まで	H21.12.12 サマアで (同日)	日本側 敏藤正一在イエメン大使 イエメン側 アブドゥルカリーム・イスマヤール・アル＝アルハビー経済担当副首相兼計画・国際協力大臣	H22.1.4 3号
イエメン	国立サマア大学中央研究室研究機材整備計画に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	国立サマア大学中央研究室研究機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	89,000千円 H24.6.30まで	H21.12.12 サマアで (同日)	日本側 敏藤正一在イエメン大使 イエメン側 アブドゥルカリーム・イスマヤール・アル＝アルハビー経済担当副首相兼計画・国際協力大臣	H22.1.5 8号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。